

様式4

## 保安林の解除に関する意見書

2025年8月8日

(解除の申請者名)

電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド) 殿

(直接の利害関係者)

高知県本山町木能津権代集落住民

代表

貴社が計画している下記の保安林の解除について、別添のとおり意見を提出します。

記

### 1. 申請者の住所及び氏名

東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド)

### 2. 保安林の解除に係る森林の所在場所

高知県国見山周辺における風力発電事業

別紙1の対象事業実施区域

以上

別添

## 保安林の解除に関する意見について

### 1. 当該保安林の解除についての異議

異議無し

異議あり

理由:

- 1.国見山尾根筋の大幅な改変による水質・水量変化への懸念
- 2.水源かん養保安林解除による土砂災害等による被害の恐れ
- 3.豊かな自然環境の破壊による動植物への影響

我々は、高知県本山町木能津地区の権代集落に土地等を有し、幾代もの間ここに暮らし、この地を守ってきた。この地は多くの水田がありその水資源は木能津川に由来する。木能津川の水源地はまさしく国見山であり、国見山尾根筋の改変による水資源への影響は、我々にとって即座に死活問題となる。

水源かん養保安林解除に関し、直接の利害関係者であることを別紙2の資料をもって示し、異議を述べる。

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付12林野治第790号、以下「処理基準」という)では、保安林解除に係る「直接の利害関係者」を以下のように明記している。

別表3 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林(以下この表において「当該森林」という。)の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>

別紙2-①のとおり、木能津川上流の赤色丸印部分、標高約700mの地点に取水口があり、約1.8Kmにも及ぶ用水路が存在し、権代集落の田畠のほぼ全てを潤している。これはこの集落の命の水であり、源流に近いこの取水口は、改変の影響を受ける可能性が高く、権代集落住民の水の確保に支障をきたすおそれが十分にある。我々は「直接の利害を受ける者」と

認定されるべきである。

たとえ、香美市側に設置する風車ヤードであったとしても、それは行政区画の話であり国見山の尾根の改変である事には変わりなく、水脈への影響を否定できるものではない。

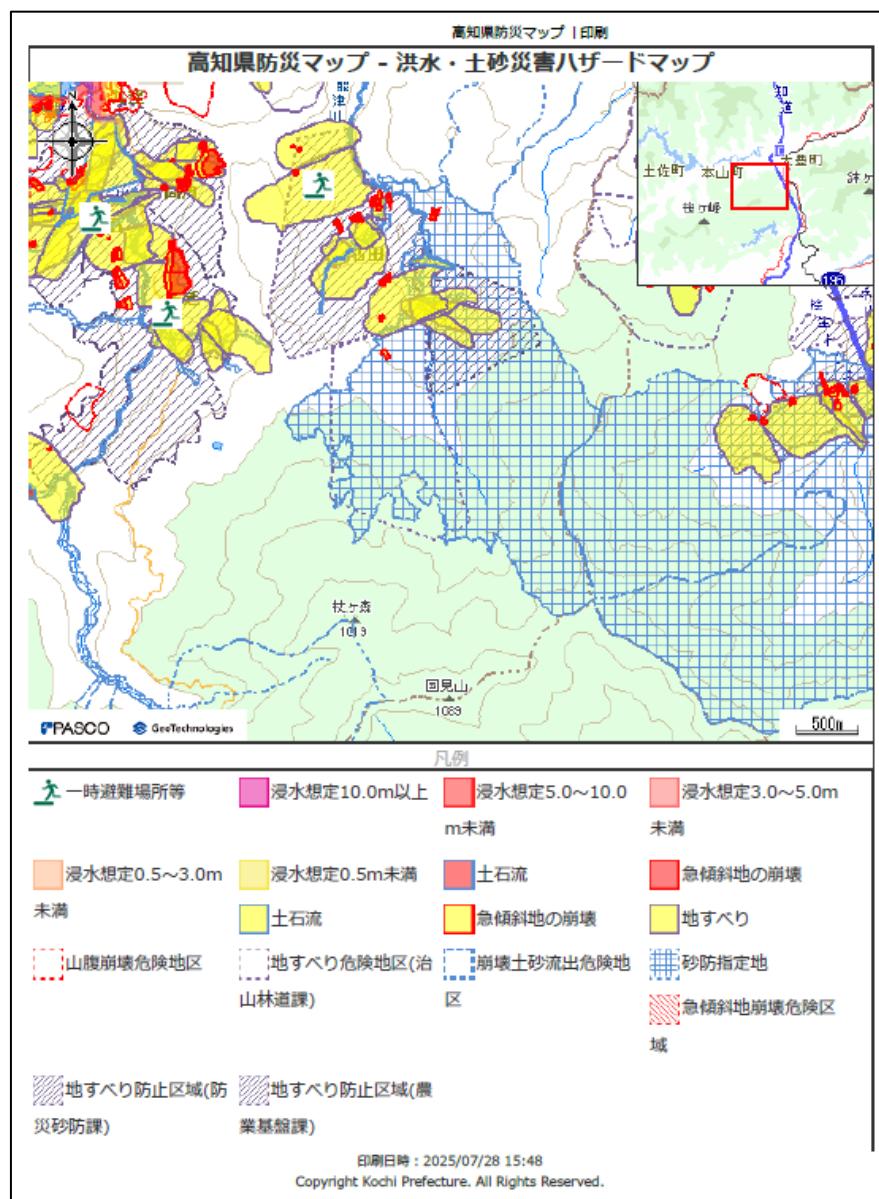
保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)令和7年4月改訂版でも、風力発電設備の設置に係る利害関係者については、『尾根上であれば、影響範囲は尾根を挟んだ両側の斜面となる』と明記されている。

しかしながら、貴社は権代集落を利害関係者の対象としなかった。このことは国見山からの距離が1.3kmと最も近くに位置するこの集落住民に対する無礼としか言いようがない。

我々権代集落住民は利害関係者であり、保安林解除は断じて容認しない。

また、高知県ハザードマップによれば、以下図のとおり権代集落は砂防指定地であって地すべりが多いことが示されている。人工的な改変を行うことにより、脆弱な地質に大きな影響を与え大惨事となりかねないことは一目瞭然である。

何十年もの間、住民の命を守ってきた保安林を解除することは断じて容認しない。



国見山の保安林は、もはや水源かん養の機能だけではない。そこに住む動植物の営みとしての機能をも持つ。戦後の復興期より植林された針葉樹が、この70年もの間に山としての機能をかろうじて維持してきた、動植物はその過酷な環境の中でも必死に生き抜いてきた。我々は、国土保全と生物多様性の役割を無視した保安林解除は断じて容認しない。

## 2. その他事項

貴社は、権代集落で行った説明会において、「住民への影響が無いと言えるか？」との住民の質問に対して「無いとは言えない」と回答した。水の枯渇、地すべり、土砂崩れ、崩落など、住民の命への影響も含め、『影響する可能性がある』ことを分かっていてもなお、貴社は利益の追求のため事業を遂行しようとする、我々住民の命を軽視するその姿勢に許しがたい怒りを感じる。この地で連綿と続いてきた平穏な暮らしを、なぜ貴社によって脅かされなければならないのか。住民の理解なしにこの事業を進めることは断じて許されることはない。

- (注意事項) 1. 本意見書は、森林法第32条第1項に定められている異議がある旨の意見の提出機会に先立ち、保安林の解除の申請の段階における市町村長又は直接の利害関係者の異議の有無を把握することで、手続を円滑にすることを目的として、保安林の解除の申請者に対して申請書への添付を求めているのである。本意見書の提出が無かった場合や異議無しとした場合も、法定の提出機会において異議がある旨の意見を提出する(又は本意見書で提出した異議と異なる異議がある旨の意見を提出すること)ことは差し支えない。
2. 必要に応じて参考資料を添付すること。
3. 保安林の解除について異議が無い場合は「1. 当該保安林の解除についての異議」の「異議無し」に○をつけ、異議がある場合は「異議あり」に○をつけるとともにその理由を記載すること。
4. その他の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして「2. その他事項」に記載すること。

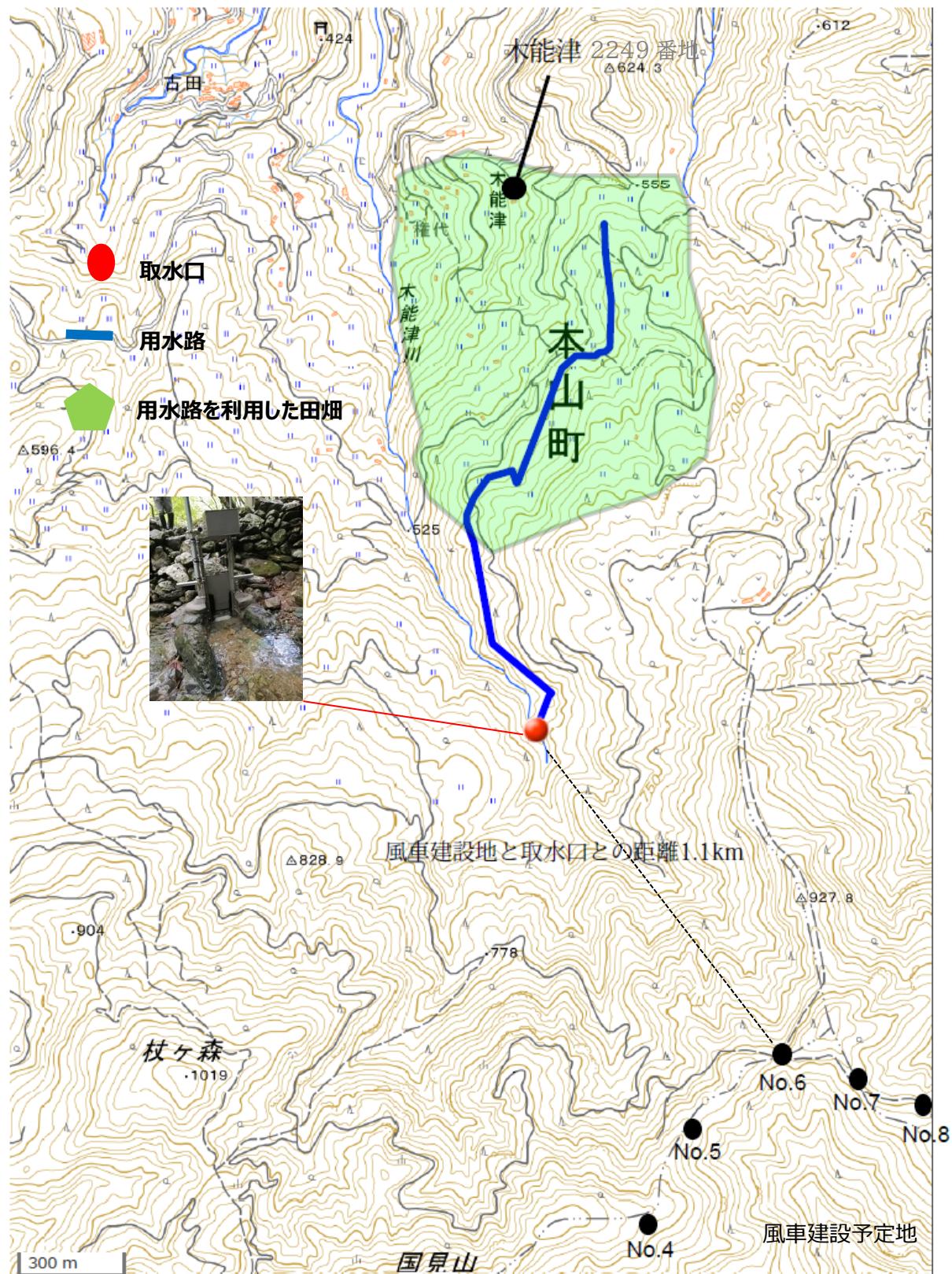


2025/07/30 13:28

国土地理院 用水図(新井) (2).html

## 地理院地図

GSI Maps



No.3

別紙 2-②

権代集落住民代表 [REDACTED] (資格証明を添付)